

四日市市上下水道局告示第30号

四日市市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会要領を次のように定める。

令和5年5月25日

四日市市上下水道事業管理者 山本勝久

四日市市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会要領

(設置)

第1条 四日市市上下水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）に対する処分の公正を確保するため、四日市市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、水道法（昭和32年6月15日法律第177号）第25条の11第1項の規定及び四日市市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月16日水道局管理規程第2号）第8条第1項の規定による指定の取消し、及び同第9条第1項の規定による指定の停止について審議する。

(組織)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
2 委員長は、管理部長を、副委員長は、技術部長をもって充てる。
3 委員は、管理部総務課長、お客様センター所長、技術部水道建設課長、水道維持課長をもって充てる。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。
2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、主宰する。
2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
3 委員長は、必要と認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、管理部お客様センターにおいて処理する。

(実施細則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮るものとする。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

(上下水道局管理部お客様センター)